

介護老人保健施設

1 事業概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格		
医 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤1人以上（ただし、複数の医師が勤務をする形態であり、このうち1人の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合で、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤換算で医師1人以上で可） ・ 常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上 <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設は、当該施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所の配置医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合で、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該施設に医師を置かないことができる。</p> <p>※分館型介護老人保健施設は、当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施設の配置医師がいる場合、入所者30人の分館型介護老人保健施設では、0.3人分の非常勤医師が確保されれば可。</p> <p>※介護老人保健施設で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの事業所の医師が、当該施設の職務と同時並行的に行っても入所者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの職務時間と（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の医師の勤務延時間数として可。</p> <p>※病院が転換して、医療機関併設型介護老人保健施設となった場合は、転換後の同施設が転換前の病院の設備を利用し、転換後の同施設の定員の合計が転換前の病床数以下で、転換後の同施設の医師の必要数の合計が転換前の病院の医師の配置基準数を上回る場合は、医師の配置基準は転換前の病院の医師の配置基準を満たしていれば可とする。（☞H30.7.27厚労省医政局事務連絡）</p>		
薬 剤 師	<p>実情に応じた適当数</p> <p>※病院が転換して、医療機関併設型老人保健施設となった場合は、転換後の同施設が転換前の病院の設備を利用し、転換後の同施設の定員の合計が転換前の病床数以下で、転換後の同施設の薬剤師の必要数の合計が転換前の病院の薬剤師の配置基準数を上回る場合は、薬剤師の配置基準は転換前の病院の薬剤師の配置基準を満たしていれば可とする。（☞H30.7.27厚労省医政局事務連絡）</p>		
看 護 師 又 は 准 看 護 師	<p>常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</p>	<p>看護職員の数は看護・介護職員の総数の2/7程度</p>	<p>《ユニット型》 昼間～エイト毎に常時1人以上 夜間～2エイト毎に1人以上 エイト毎～常勤エイトリーダー配置</p>
介 護 職 員		<p>介護職員の数は看護・介護職員の総数の5/7程度</p>	
支 援 相 談 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上 <p>※入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤 <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設は、当該施設と一体として運営される本体施設の支援相談員のサービス提供が、当該本体施設及びサテライト施設の利用者に適切に行われる場合は置かないことができる。</p> <p>※分館型介護老人保健施設は、基本型介護老人保健施設に支援相談員が配置される場合は、入所者30人の分館型介護老人保健施設では、0.3人分の非常勤支援相談員が確保されれば可。</p>		

理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で入所者の数を 100 で除して得た数以上 非常勤可 <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設等は, 当該施設と一体的な本体施設(介護老人保健施設に限る。)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士又は作業療法士のサービス提供が, 当該本体施設又は併設介護医療院又は病院若しくは診療所及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われれば置かなくても可。</p>
栄 養 士	<p>入所定員 100 以上に 1 人以上</p> <p>※ 100 人未満であっても常勤職員の配置に努める)</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設と一体的な本体施設(介護老人保健施設, 療養床数 100 以上の介護医療院及び病床数 100 以上の病院に限る。)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置の栄養士のサービス提供が, 当該本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われれば置かなくても可。</p>
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 1 以上 ※ 入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準。 常勤専従 ※ 入所者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可。 <p>※医療機関併設型小規模介護老人保健施設の介護支援専門員は, 当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われる場合は, 実情に応じた適当数で可。</p> <p>※当該サテライト型小規模介護老人保健施設と一体的な本体施設(介護老人保健施設, 介護医療院(併設型小規模介護医療院を除く。))又は病院(指定介護療養型医療施設に限る。)に限る。)の介護支援専門のサービス提供が, 本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われれば置かなくても可。</p>
調理員, 事務員その他の従事者	実情に応じた適当数

※入所者数は前年度の平均値(新規に開設許可を受ける場合は, 入所定員の 90%とする)

(2) 設備基準

設 備	面 積 等
療 養 室	<ul style="list-style-type: none"> 1 の療養室の定員は 4 人以下 1 人当たりの床面積は 8 m²以上(洗面所の面積を含む) 地階に設けてはならない 1 以上の出入口は空地, 廊下又は広間に直接面していること 寝台又はこれに代わる設備 身の回り品を保管することができる設備 ナースコールを設けること
診 察 室	医師が診察を行うのに適切なものとする
機 能 訓 練 室	<ul style="list-style-type: none"> 入所定員 1 人当たり 1 m²以上 必要な器械, 器具を備える ※ サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設は 40 m²以上
談 話 室	<ul style="list-style-type: none"> 入所者同士や家族との談話を楽しめる広さを有すること ソファ, テレビその他の教養娯楽設備等を備えること
食 堂	入所定員 1 人当たり 2 m ² 以上

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・ 入浴に介助を必要とする者に適した特別浴槽を設けること ・ 特別浴室については、ストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮すること
レクリエーション・ルーム	十分な広さを有すること
洗面所	療養室のある階ごとに設けること
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室のある階ごとに設けること ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること ・ 常夜灯を設けること
サービス・ステーション	療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること
調理室	食器等を消毒する設備、清潔に保管する設備並びに防虫等の設備を設けること。
洗濯室又は洗濯場	
汚物処理室	他の施設と区分された一定のスペースを有すること
その他の設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 <ul style="list-style-type: none"> ※ 入所者の療養生活の場を2階以上及び地階に設けてない場合は準耐火建築物でも可。 ・ 療養室が2階以上の階にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ・ 療養室が3階以上の階にある場合は避難階段を2以上設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 直通階段が建築基準法上、避難階段に算入できる場合はそれを含む) ・ 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・ 廊下、階段には手すりを設けること。 ・ 廊下幅は1.8m以上、中廊下は2.7m以上（常夜灯を設けること）。 ・ 消火設備その他必要な設備。

【ユニット型の設備基準（追加分）】

設備	面積等	
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ① 個室 <ul style="list-style-type: none"> ※ 夫婦等で居室を利用する場合等は2人可。 ② 面積は10.65㎡以上。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 洗面設備を含み、便所部分は除く。 ※ ①の2人部屋の場合は21.3㎡以上を標準。 ③ 共同生活室に近接して一体的に設けていること。 ④ ユニットの利用定員は概ね10人以下。 	<p>《準個室（左記に追加）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 居室はプライバシーの確保がされていれば、天井と壁との隙間は可。 ◇ 壁は、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは不可。 ◇ 居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎない場合は不可。

共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> • 床面積は利用定員×2㎡以上 • 他のユニットの利用者が通過することなく施設内の他の場所に移動が可能であること • 要介護者が食事や談話等をするのに適したテーブル、椅子等の備品 • 車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること
洗面設備	居室に設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2箇所以上に分散）
便所	